

(自, 公, 無)

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書 (案)

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は、6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

本市においては、日本のこころのふるさととして、「こころの創生」を重視し、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を9月に策定したところである。

今後、全国の自治体においても平成27年度中に「地方版総合戦略」が策定されるが、国は、その戦略に基づく事業など、「地域発」の取組を支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

よって国におかれては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、更には新型交付金の役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること。
- 2 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)については、地方創生に係る各自治体の取組のベースとなるものであるから、恒久財源を確保のうえ、5年間は継続すること。
- 3 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば、人件費やハード事業等にも活用することができるなど、地方にとって使い勝手のよいものにすること。
- 4 新型交付金事業については、地元負担が検討されているが、各自治体の財政力によって国の支援が異なるのは適切ではないことから、地元負担の仕組みを見直し、意欲のある自治体の取組を積極的に支援する制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。